

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年10月16日

北秋田市長 津谷 永光

## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権の終期	備考
R5-8	北秋田市七日市字長根沢 82	110-170	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字長根沢 94	110-191	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字長根沢 194	110-293	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字長根沢 240	110-378	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字長根沢 366	110-42	山林	2043.3.31	
R5-9	北秋田市七日市字逸子沢 26-44	116-188	山林	2043.3.31	一部伐採
	北秋田市七日市字逸子沢 14-5	116-21	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字逸子沢 14-6	116-23	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字逸子沢 16-13	116-120	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字逸子沢 17-17	116-132	山林	2043.3.31	
	北秋田市七日市字大畑堂下 50-16	115-105	山林	2043.3.31	

## 2 縦覧場所

北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ

(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。